広島県ウオーキング協会 会員規定

(目 的)

第1条 この規定は、広島県ウオーキング協会(以下「HWA」という)の会員規則第2章 「会員」に関する事項を定めるものとする。

(会員の定義)

第2条 この規定でいう会員とは、HWAの目的に賛同して入会または加盟し、その事業に協力支援する個人または法人及び団体等をいう。

(会員の区分)

- 第3条 会員の区分は、次のとおりとする。
 - 1. 正会員 : 総会を構成する会員
 - (1) 団体会員

広島県内でウオーキングを推進する地域団体、グループなどで本会の目的に賛同する団体で、自動的に(社)日本ウオーキング協会の会員(市区町村・地域団体)に入会する。

(2) 個人会員

県内、県外を問わず、本会の目的に賛同する個人

2. 賛助会員:総会の構成員にはならない会員 本会の目的に賛同にする団体及び法人

(会 費)

第4条 HWAの会員は会則第6条により総会において定められた別紙会費を納入しなければ ならない。

(入会及び加盟)

- 第5条 HWAに入会、加盟するには次の手続きを経ることとする。
 - (1) 団体会員として加盟を希望する団体は、「加盟申請書」に、団体を証明できる会則、役員名簿、事業計画書、収支予算書、沿革など必要事項を記し、年会費を添えてHWAに提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - (2) 個人会員として入会を希望するものは、別に定める「個人会員登録書」に必要事項を 記して、HWAに提出し、理事会の承認を得なければならない。 なお、JWAの団体所属維持会員を希望する者は、本会会費の他に、2千円(入会金 免除)を納入すると、JWAの個人維持会員になることができる。
 - (3) 賛助会員として入会を希望するものは、別に定める「賛助会員登録書」に必要事項を 記して、HWAに提出し、理事会の報告を得るものとする。

(会員の有効期間)

第6条 会員の登録有効期間は1年間とする。

(登録の更新)

第7条 登録を更新しようとする者は、登録有効期限の一ヵ月前より第5条に準じて必要な手 続きを行うものとする。

(特 典)

第8条 会員の特典は、理事会の承認を経て別に定める。

(施行細則)

第9条 この規定は、理事会の承認を経て改定または廃止することができる。

(附則)

第10条 この規定は、平成22年7月23日から施行する。 別紙

年会費一覧

- 1. 正会員
 - (1) 団体会員 22,000円 / 年額
 - (2) 個人会員 3,500円 / 年額
- 2. 賛助会員 20,000円 / 年額

特 典

- 1. 正会員
 - (1) 団体会員
 - ①団体会員証
 - ②日本市民スポーツ連盟パスポート販売権
 - ③ウオーキングライフ (JWA機関紙)の配布 (10部)
 - ④ウオーキングライフー括購入割引 (1部100円、年間契約の場合、1,000円)
 - ⑤HWA会員誌配布
 - (2) 個人会員
 - ①個人会員証
 - ②HWA会員誌配布
 - ③ウオーキングダイアリー (有料150円)
 - ④ JWA表彰規定に基づく表彰
 - ⑤ JWAウオーキンググッズ割引
 - ⑥大会参加割引(HWAの例会、加盟団体の例会の参加費を決める。)
 - ⑦傷害保険福祉制度に入会
 - ※ J W A 団体所属維持会員(本会費に2千円 J W A に納入)の場合
 - ①ウオーキングライフの配布
 - ② J W A 年間完歩表彰、歩行距離認定(地球一周 4 万キロ)の対象
 - (3) 賛助会員
 - ①賛助会員証
 - ②HWA会員誌配布
 - ③ウオーキングライフの配布

以上